

戦国大名尼子氏権力の形成

——出雲国奉公衆塩治氏の掌握と討滅——

長谷川博史

【要約】鎌倉期守護の系譜を引く室町期塩治氏は、その基盤である出雲国最大の河川水運の要衝を確保して、特に出雲国西部において強大な政治的実力を有し、十五世紀末には杵築大社両国造家など周辺諸領主と結集して、自立性の極めて強い地域秩序形成を企図している。しかも塩治氏は幕府奉公衆を務めており、京極氏の守護権がほとんど及びえない存在として、出雲国内において最も特徴的な位置を占めていたと言える。尼子経久は、このような性格と動向を示す塩治氏について、十六世紀のかなり早い段階で実子興久に家督を継がせ、やがてこれを武力討滅することにより、その権力基盤と歴史的性格の大部分を継承し、一国支配権の確立に不可欠な出雲国西部における権力の浸透を実現している。本稿においては、大名としての尼子氏権力形成過程における最大の画期であると考えられるにもかかわらず、従来非常に軽視されてきた塩治氏掌握の歴史的意義を明らかにしていきたい。

史林 七六卷三号 一九九三年五月

はじめに

戦国大名権力に関する最近の研究において、戦国大名を「戦国期守護」ととらえる見解が出されている。これは、戦国大名概念自体に疑問を提起し、何よりも大名が有する「守護職」「守護権限」を重視する立場から、これに替わるべき概念の創出を目指したものである。尼子氏の性格についても、やはり同様の立場に立つ今岡典和氏が「京極氏の守護権を継承して戦国期幕府―守護体制の一環に加わる事によって一国支配を確立し得た」「戦国期の守護権力」であると述べられ

ている。^②しかしながら、守護権の問題（特にその継承という側面）を重視する視角は、当時の歴史的世界の再構成に、政治体制の基本的枠組みや既存の諸秩序を反映させる方法として有効ではあるが、それが大名権力の本質であると規定するためには、諸地域の独自の動きや固有性をなお充分検討する必要があるものと思われる。本稿は、このような問題意識を根底にすえながら、尼子氏が早期に実現したと考えられる奉公衆塩治氏の掌握、及びその歴史的意义を明らかにしようとするものである。

言うまでもなく、滅び去った家の関係史料が伝存することは稀である。塩治氏としてその例外ではなく、殊に尼子氏による同氏掌握の具体的経緯については、ほとんど明らかにし得ないというのが実状である。尼子氏の出雲支配推進過程における塩治氏掌握の重要性が、これまでほとんど看過されてきた背景には、こうした極めて厳しい史料制約の問題が、大きな影を落としているのである。

そこで本稿では、まず第一章において、室町期における塩治氏自体の固有の性格を追究し、さらに第二章において、塩治氏とその周辺領主との密接な関わりについて論究したい。尼子氏による塩治氏の家督・権益の掌握やその奪取にどのような背景と目的があったかという問題は、これらの点を明らかにすることによって自ずと解き明かされるものと考えられるからである。そして、第三章においては尼子氏による塩治支配の歴史的展開過程を追究することによって、塩治氏の掌握・討滅の歴史的意义をより明確化していきたい。

① 今岡典和氏・川岡勉氏・矢田俊文氏の一連の研究によって示された見解である。「戦国期研究の課題と展望」（『日本史研究』二七八、一九八五年）は、三氏がその見解を戦国期全般にわたって展開された全体構想である。この「戦国期守護」論は、従来の研究が、戦国大名を分国・領国規模の一元的統一権力として捉えようとする方向性を有し、戦国期における室町幕府体制や天皇の権威、律令制的法体系等の位置づけを比較的軽視してきたという認識から、そのアンチテーゼとして

導き出されてきた見解であるが、「戦国期守護」という言葉の使われ方に明確な基準が無いため、大名権力の本質そのものを、現実的意味を保持し続ける統一的な中世國家の一分肢と捉えてしまい、國家権力の下降分有としての「守護権限」を無限定に重視する危険性を秘めている。

② 今岡典和「戦国期の守護権力―出雲尼子氏を素材として―」（『史林』六六一四、一九八三年）、同氏「戦国大名尼子氏家臣団に関する一考

第二章 塩治氏の歴史的性格

室町期の塩治氏について論じた専論としては、藤岡大拙氏の「後塩治氏について」^①があり、基本史料と系図^②（北島家蔵「出雲佐々木塩治之系図」・寛専寺蔵「出雲佐々木塩治惣領次第記」・続群書類従本「佐々木譜」）を列挙して概略を述べておられる。しかしながら、塩治氏の歴史的性格について具体的に追究し、また戦国期まで見通した分析を試みた研究は、現在までのところ公表されていない。そこで本章においては、藤岡氏の論考を踏まえながら、室町期塩治氏の政治的位置とその基盤の地域的特質とをより具体的に検討し、同氏の歴史的性格を明確化し、尼子氏によるその掌握の必要性と不可避性とを明らかにする素材を提示していきたい。

一 南北朝・室町期塩治氏的基本的性格

塩治氏は、鎌倉期・南北朝初期の出雲国守護佐々木氏の子孫であるが、守護佐々木高貞が暦応四（一三四一）年四月に自刃して以降、南北朝期の塩治氏については、史料制約により、また一族内部の分裂抗争の激化により、ほとんど明らかにしえない。

正平十七（一三六二）年三月八日、高貞の子息冬貞は、塩治郷八幡宮に同郷中心部の神東村（現出雲市塩治町・上塩治町）の島を寄進している。^③冬貞は、その実名や、「佐々木譜」に「直冬家人也」とある事よりみて、足利直冬の配下にあった人物と思われる。ところが、そのわずか二年後の貞治三（一三六四）年五月十日には、諸系譜に高貞の弟時綱の子（冬貞の従兄弟）として見えている遠江守護義綱が、杵築大社に「塩治郷内田地一町」を寄進している。^④この事実は、高貞直系の子孫（冬貞等）が、直冬の没落（一三六三年の山名時氏の投降など）と時を同じくして断絶した可能性を窺わせるものと言えよう。

また、明徳の乱に際しては、明徳三（一三九二）年の「明徳記」の記事に、山名方の出雲国守護代で塩治氏庶流「駿河守」が自刃したとあるほか、翌明徳四年には、先の遠江守護綱に比定できる「塩治遠江入道」が山名満幸と共に三刀屋城を攻撃して撃退されており、^⑥塩治氏惣領も山名氏と共に没落した可能性が高い。詳細は不明ながら、当該期の系譜の異同等は現実の政治抗争による複雑な相伝経緯を示すものと思われ、例えば、庶子家として分出していたと考えられる上郷通清の系統が室町期の惣領家とされていることなどは、一族内部における分裂・抗争の激しさを窺わせるものである。十四世紀における塩治氏は、激動する政治状況にまさしく翻弄された形跡が濃厚なのである。

さて、応永十九（一四二二）年八月十五日の塩治満通を初見とする十五世紀の塩治氏惣領家は、幕府奉公衆として安定した地位と実力を保持するようになる。塩治氏が奉公衆三番衆であったことは、室町期の「番帳」^⑦にいずれも名を連ねていることから明らかであるが、その他にも、將軍に近侍していたことを示す史料が散見する。^⑧

奉公衆の室町幕府体制における位置付けや具体相については、つとに佐藤進一氏・福田豊彦氏等が論じられたところであり、機構上において守護とは系列を異にし、將軍直屬の軍勢力として果たしていたその役割の大きさが指摘されている。^⑩今岡典和氏は、前掲論文において、室町期に守護京極氏やその守護奉行人が発給した国人宛の遵行状を、表にしてまとめられるが、それによれば、守護の遵行命令を受けた者は、塩治氏の同族古志氏、庶流大熊氏をはじめとする出雲国の有力国人であるにもかかわらず、その中に塩治氏惣領の名は見出せない。一方、文明四（一四七二）年三月二十日室町幕府奉行人連署奉書は、^⑨御崎社と杵築大社の堺相論を幕府が裁定した際に、出雲国人に対して御崎檢校日置政継代への「合力」と「沙汰居」を命じたものであるが、残された十二通の宛名の中には、「佐々木塩治五郎左衛門尉」の名が確かめられる。これらの事実は、奉公衆塩治氏が本来守護権限の及ばない地位にあることを明確に裏付けており、幕府体制が変容を遂げながらもなお十分に機能していた室町期においては、守護のいわゆる「一国公権」に、塩治氏とその所領・諸權益が基本的に包摂され得ないことは自明のことと考えて差し支えないのである。

ところで、塩治氏惣領は在京することが多かったものと思われるが、同氏が出雲国西部における実勢力として現実に存続できた理由として、在地支配を担う一族の存在が注目される。

永享五（一四三三）年三月日塩治光清安堵状^⑬と、同年四月日某通綱副状^⑭は、塩治氏惣領光清が、雲次郎に対し「神東村新八幡宮神主職」を安堵した際のものである。「通綱」は塩治氏一族と思われるが、注目されるのは、この人物が「惣領方如判形（『光清安堵状』）くとの文言を含む副状を翌月に発給しているという事実である。また、寛正三（一四六二）年八月二十八日、惣領豊高が日御崎社に対し「塩治郷内三崎御神田所々」を安堵した際には、同年九月二十五日、「貞昌」という人物が、「去八月廿八日任御判之旨」せて神田八段を打ち渡している^⑮。約一ヶ月という時間差より考えて、通綱や貞昌は、惣領在京中における在地支配を実質的に担う人物と思われる。

文明八年正月二十八日塩治氏奉行人連署奉書^⑯は、塩治郷高岡村（現出雲市高岡町）八幡宮等に対する寄進の詳細について、同社神主に宛てて惣領貞綱の意を奉じて発給されたものである。これは「老段段錢自当年御寄進候」とあるように、当時の塩治氏が領主段錢收取権を有していたことを確認できる史料であるが、三名の署判者については、奥の「清春」が諸系譜に貞綱の弟として見えているほか、日下の「資綱」と二番目の「綱氏」も、「綱」の字より考えて、惣領貞綱と密接な関わりを有する人物と推測される。彼らは、惣領の側近くにあつて、いわゆる奉行人としての機能を果していたものと考えられる。

これらの事実は、塩治氏が、分出した一族庶子を本地地塩治と惣領の側近くとに配することによって、在京中の在地支配を的確かつ円滑に行おうとしていたことを示している。塩治氏による在地支配は、これらの人物によって、現実に支えられていたと考えられるのである。

さらに注目されるのは、室町期塩治氏の周辺に、室町期初期以前に分出したと推測される庶流諸氏が、多数存在していたという事実である。史料的制約により惣領家との系譜関係は系譜類によらざるをえないが、出雲国内の庶流諸氏として、

大熊氏・広田氏・上郷氏・波根氏を挙げることができる。

まず大熊氏は、特に杵築大社と緊密な関係を有する国人であり、応永年間には大熊貞季が杵築大社「三月会奉行」を務めたほか、戦国期の史料には、国造北島氏の被官となつて遷宮神事に深く関わつた人物（大熊又次郎・大熊次郎左衛門尉）が散見する。大熊氏の本拠は不明であるが、明徳三（一三九二）年八月十七日貞季が日御崎社檢校に送つた文書に「粟津村」の「御崎新田」に関する記載があり、ここに何等かの権益を有していた可能性も考えられる。粟津村（現出雲市平野町下平近辺）は朝山郷に属しており、おそらく西流していた斐伊川の右岸に位置する水運の一拠点ではないかと思われる。

広田氏の本拠は、大原郡来次荘（現大原郡木次町）であるが、永禄十二（一五六九）年閏五月四日来次市庭中黒印状などより、ここは斐伊川中流域最大の要衝として、「かね（鉄）」の流通の拠点であつたことが知られる。

また、上郷氏の本拠上郷（現出雲市上島町）も、斐伊川水運を捉えようとする場合極めて重要な意味をもつ地点である。天文八年に「塩治上郷兵庫助泰敏」が横田荘（現仁多郡横田町）岩屋寺の四天王の造立檀那として「現物五拾貫文」を勧進しているように、上郷氏は斐伊川を介しその最上流に位置する横田荘と緊密な交流関係を有していたが、その背景には、斐伊川中上流域に基盤を有する出雲国最大の国人領主三沢氏との結び付きがあつたものと思われる。

さらに、応永十九（一四二二）年に足利義持が「塩治駿河小次郎詮清」に安堵した所領は「塩治郷内蘭村・枋嶋・同国万田本庄、波根保地頭職半分」であるが、この人物は弘治・永禄年間に尼子氏から「波根」「枋嶋」「直江」「求ぐ院」「稲岡」「林木」の権益を保護されている「波根駿河守」の祖先である可能性が高い。波根保（現簸川郡斐川町三緒）や、鱒淵寺領の所在する直江郷（現斐川町直江町）は、中世においては湖に面していたのではないかと想像され、他の地点は、「万田本庄」（現平田市万田町）を除き、いずれも下流域の斐伊川に面している。

以上のように、塩治氏の庶流諸氏はいずれも斐伊川・宍道湖水運に直接関与しうる地に拠点を有しており、隣接する古志郷を領する一族の古志氏をふくめ、佐々木塩治氏一族は、水運を媒介として、出雲国西部の広範囲に展開する一大勢力

であったと言えるのである。

「番帳」に記された出雲国内に所領を有する奉公衆としては、塩治氏以外に朝山・岩山・吉田・杉原の諸氏が挙げられるが、名字の地を持つ朝山・吉田氏をはじめとしていずれも、出雲国内においては確固たる基盤を保持していない。そのような中であつて塩治氏は、一族をして在地支配を担わせると共に、周辺に多数の庶流諸氏を配し、実勢力として在地における政治的実力を保持しえた唯一の存在であつた。すなわち塩治氏は、守護家の系譜を引き、しかも有力な地域勢力として確固たる基盤を在地に堅持しているのであり、塩治郷に隣接する朝山郷等の幕府御料所を預け置かれ、幕府の守護大名牽制・統制策の中核的役割を演ずる、典型的な奉公衆であつたと考えられるのである。以下では、以上述べてきたような塩治氏の基本的性格を現実を支えていた経済的基盤について検討したいが、その際何より注目されるのは、庶流諸氏に共通して見受けられた水運との関わりである。

二 塩治氏の経済的基盤——水運の掌握——

(一) 塩治郷及びその周辺部の地域的特質

以上のような塩治氏の性格を現実を支えていたものは、同氏の基盤である塩治郷とその周辺地域に求められると考えられる。以下、その地域的特質の内容について具体的に検討していき⁵⁾たいが、その際室町・戦国期の出雲平野の景観を復元した、図1を参照されたい。

「出雲国風土記」以来の歴史を持つ神門郡塩治郷は、中世においては、内部に神東村・大津村(現出雲市大津町)・枋嶋村(現出雲市荻籽町)・荻原村(同上)・高岡村・藪村(現出雲市荒茅町・外園町・西園町・東園町)の少なくとも六ヶ村を確認でき、その範囲は古代から格段に拡大し、現在の出雲平野西半の大部分を占めるようになっていたものと思われる。図1に

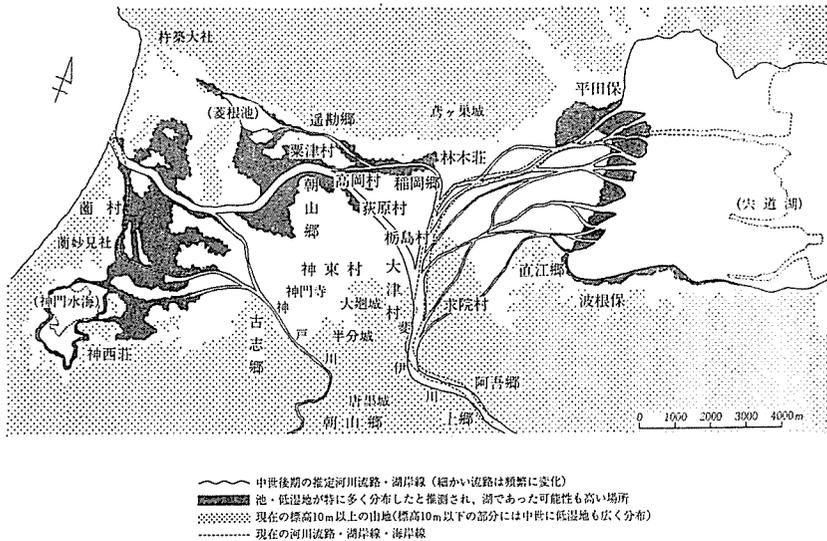


図1 中世の出雲平野（註⑤参照）

よれば、中世段階におけるその範囲は、出雲国を代表する二大河川（斐伊川・神戸川）^⑤が最初に接近してから日本海に注ぐまでの下流域一帯に相当している。図2を見れば明らかのように、両河川の流域は出雲国山間地域の大部分を覆っているのであり、従ってその広大な流域の全ての水が塩冶郷を通過していたことになる。山陰道は塩冶郷内を通過しており、遙か以前より流通上の拠点であったことは疑いないが、特に水運の発達著しい中世後期について見た場合、塩冶郷は、穀倉地帯であると共に、何より山間部と沿岸部を結ぶ水運の要衝として、出雲国内における最大級の経済的要地であったと推測されるのである。^⑥

このことを直接窺える史料は少ないが、例えば、前述した庶流上郷氏の動向などは、塩冶氏と横田荘との密接なつながりを窺わせるものである。特に、初見が弘安元（一二七八）年に遡れる「大津村」^⑦は、塩冶氏が斐伊川水運を掌握する上で、極めて重要な意味を持っていたと考えられる。「大津」という地名は、その初見以前より港が存在したことを示しており、横田荘をはじめとする奥出雲に産する鉄の多くが、ここを通過したものと思われる。また、神戸川筋は、古代以来杵築大社の参詣道であると言われており、やはり中国山地に産する鉄の多くが様々な形で取り引きされ

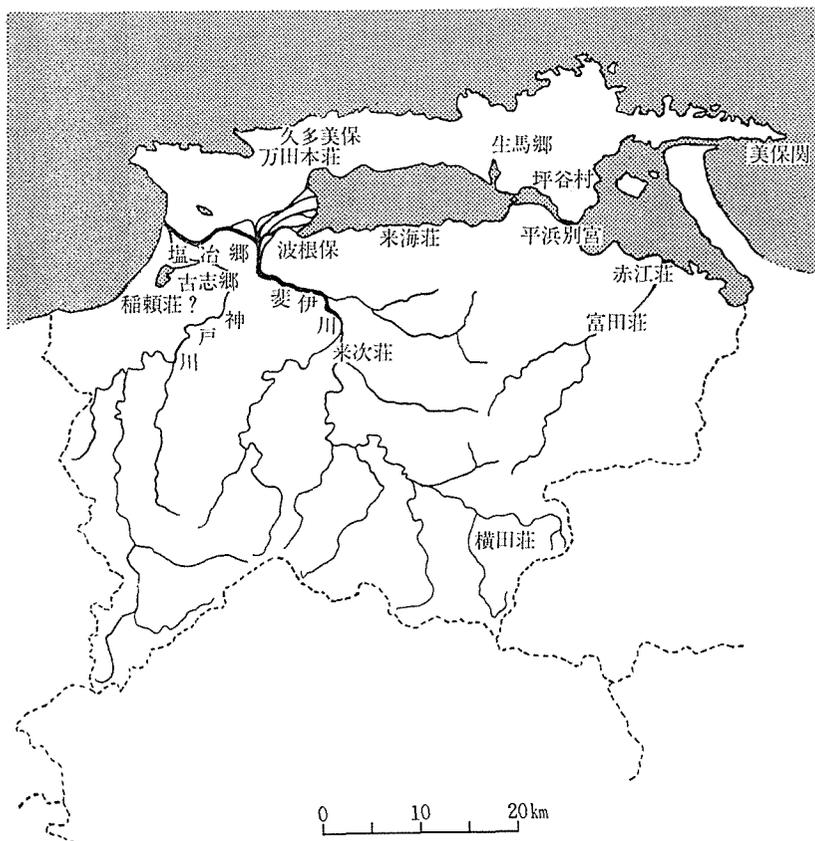


図2 塩治氏関係地図

ていたのではないかと推測される^②。
 ところで、塩治郷に隣接する朝山郷は、室町初期に至るまで朝山氏本領であったが、同氏は南北朝初期に備後国守護として南朝方と戦っている^③。また、神戸川をはさんで塩治郷と隣接する古志郷（現出雲市古志町）は塩治氏の同族古志氏の本領であるが、同氏はのち備後国へも進出し、同国沼隈郡本郷村大場山城（現福山市本郷町）等に拠点を持っている^④。さらに、戦国期には塩治氏と備後国衆山内氏とが縁戚関係にあったことを確認できるほか、享禄二年に石見・安芸両国の大領主高橋氏が毛利氏等に攻め滅ぼされた際には、塩治氏が高橋氏の救援に馳参する動きを示している^⑤。これらの事実を、塩治郷を中心とした斐伊川・神戸川下流域と

備後国・安芸国・石見国東部とが、歴史的にかなり密接な結び付きを有していたことを明示しており、それは塩治郷とその周辺部の地域的特質に裏付けられた政治的關係であると共に、地域的特質をより発展させる重要な契機であったと考えられる。後年、出雲国に侵攻した毛利氏が、逸速く塩治郷・朝山郷を奪取して直轄化したことも、以上のような地域的特質を具体的に裏付ける事実と言えよう。このような場所には必ず大きな流通の結節点＝市場が存在したと考えられるが、史料的には確認できない。ただ、近世「今市町」の所在した神東村・大津村には古くから市場があったのではないかと推測され、慶長十四（一六〇九）年に比定される十一月十二日民部安堵状写に記された「塩治中村両市」^⑤も、かなり古くからのものと考えて差し支えない。

以上のように、中世における塩治郷とその周辺部は、出雲国山間地域の水のほとんど全てが集中する巨大な河川水運の拠点として出雲国最大級の経済的要地であったと推測され、出雲国内のみならず、備後・安芸・石見各国とかなり直接的なつながりを確認できる地域的流通の大きな結節点であったことが知られるのである。

（二） 塩治氏の所領分布

冒頭でも述べたように、塩治氏に関する史料は非常に限られているため、所領の全体像は明らかでなく、寄進状等からその断片を窺えるのみである〔表1参照〕。しかしながら、各時期を通じ、塩治郷の大部分を確保していたことは確実と思われる、朝山郷代官職をはじめとするその他の諸職・諸権益・拠点等を出雲国内各地に有していたと考えられる〔図2参照〕。

中世後期の朝山郷は、「出雲国風土記」の時代の朝山郷（塩治郷の南部で現出雲市朝山町・馬木町・野尻町・稗原町・宇那手町にかけての「一帯」）ばかりでなく、斐伊川下流域の両岸（現出雲市姫原町・小山町・平野町の「一帯」と同松寄下町の「一部」）にも所在しており、塩治郷を取り巻く形で広大な領域を占めていた。^⑥鎌倉期出雲国の守護佐々木氏と在国司朝山氏の本領が斐伊川・神戸川下流域をほとんど独占していることは、この地域の政治的・経済的重要性を端的に裏付ける事実であるが、朝山郷

表1 塩治氏惣領家所領・諸職初見一覧

所領・諸職名	年 月 日	文 書 名	出 典
塩 治 郷	文永8 (1271)	年11月杵築大社三月会頭役結番帳	千家文書
富 田 荘	同 上		千家文書
古 志 郷	同 上		千家文書
美 保 郷	同 上		千家文書
平 浜 別 宮	同 上		千家文書
塩治郷大津村	弘安元 (1278)	年9月4日佐々木頼泰寄進状	出雲大社文書
生 馬 郷	乾元2 (1303)	年4月11日佐々木貞清寄進状	鰐淵寺文書
塩治郷神東村	嘉暦3 (1328)	年8月15日佐々木貞清寄進状	富文書
稻 頼 荘	建武3 (1336)	年4月1日佐々木高貞寄進状	富文書
塩治郷枳嶋村	建武4 (1337)	年9月9日佐々木高貞寄進状	富文書
塩 治 郷 園 村	文安4 (1447)	年6月3日塩治高清妙見社主職安堵状	秦文書
朝山郷代官職	永享3 (1431)	年9月22日幕府奉行人連習奉書	室町家御内書案下
来海荘代官職	同 上		室町家御内書案下
塩治郷高岡村	寛正3 (1462)	年正月6日塩治高清水大社上官佐草氏統分安堵状	佐草文書
塩治郷荻原村	寛正3 (1462)	年8月28日塩治豊高御崎神田安堵状	日御崎神社文書
坪 谷 村	文明6 (1474)	年10月20日条	政所賦銘引付
赤 江 荘	文明7 (1475)	年12月14日条	政所賦銘引付
久 多 美 保	同 上		政所賦銘引付
遙勘郷代官カ	明応元 (1492)	年8月23日条	山科家礼記

は応永元(一三九四)年以降、幕府御料所に組み込まれている。⑤
 そして塩治氏は、少なくとも永享三(一四三二)年以前に、この幕府直轄領朝山郷の代官職を獲得しており、これによって同氏は、北部の杵築大社領(遙勘郷・高浜郷・稲岡郷)を除く出雲平野西部一帯を、事実上支配下に収めたものと考えられる。
 ところで、鎌倉期守護佐々木氏は、所領として「美保郷」「平濱別宮」を確保していたが、美保関が、中海・日本海水運の結節点として、さらには日本海水運の要港として、重要な意味を持っていたことは改めて言うまでもないし、平濱別宮も「八幡津」「八幡市場」の所在地として、戦国期の「馬瀉」に相当する宍道湖・中海間の要衝である。⑥
 これらは、基本的に室町期の塩治氏所領ではないが、塩治氏が宍道湖・中海水運と深く関わっていく素地は、既に鎌倉中期の段階で整っていたのであり、分割相続による所領の分割が行われる際にも、それぞれの子孫が、何らかの形で宍道湖・中海水運に関与しうる拠点・諸權益を各地に保持していた可能性は高い。例えば、永享三年に確認できる来海荘(現八東郡宍道町来待)は、塩治氏が代官を務める幕府御料所であったと考えられ、中世においては宍道湖南岸の中央部に位置している。ま

た、文明六（一四七四）年に確認できる惣領家所領の長田西郷「坪谷村」^④は、現在の松江市西尾町近辺に位置していたと推測され、当時は宍道湖・中海を結ぶ水路の北岸に面していた。さらに、文明七年に確認できる惣領家所領「赤江庄」^④は、飯梨川河口に位置しており、富田と美保関を結ぶ中海水運の要衝であった可能性が高い。塩治郷とその周辺部の地域的特質に支えられている塩治氏が、その権益をより有効に活用し、発展させていこうとすれば、宍道湖・中海水運との結び付きは何より重視すべき筈のものであり、来海荘・坪谷村・赤江荘や庶流波根氏の本拠波根保などは、室町期塩治氏がそのような志向性を有していたことを裏付けるものと考えられる。

さらに注目されるのは、観応の擾乱に際して石見国三隅氏を攻撃する足利尊氏方の兵糧が「園湊」から搬出されたという事実であり、塩治郷蘭村には現在の大社湾に面した港が存在し、室町期塩治氏は日本海水運に直接関わりうる拠点を有していたことが知られるのである。この点に関連して興味深いのは、山名氏本宗家の家臣で、但馬国二方郡（現美方郡）に本拠をもつ庶流の但馬塩治氏の存在である。但馬塩治氏は、明徳の乱で敗走した山名氏に随従したものと思われ、室町・戦国期を通じ、山名氏本宗家の家臣として特に備後国支配に携わり、また但馬芦屋城（現美方郡浜坂町）を拠点とする但馬・因幡・伯耆の水上勢力（海賊）として活動している。同氏と塩治氏惣領との交流を具体的に示す史料は残されていないが、例えば、年末詳十月十七日山名俊豊書状^④は但馬塩治氏の「民部丞」^④について「彼者事、雲州へ召仕候」と述べており、十五世紀末の段階で、但馬塩治氏が出雲国と交流関係を持っていたことを確認できる。但馬塩治氏の水上勢力としての性格を勘案すれば、それは日本海を介した交流関係であったに相違なく、このことから、京都との間を往復する経路の問題を含め、塩治氏惣領家自体が日本海水運に積極的に関与していた可能性を窺えるのではないかと思う。

以上、第一章においては、室町期塩治氏の歴史的な性格について論じてきた。まず、同氏の基本的な性格については、鎌倉期守護の系譜を引き、かつ在地に確固たる基盤を有する典型的な奉公衆として、基本的には守護権限の介入を受けない地位にあることを確認した。そして、それを現実を支える経済的基盤については、出雲国最大の河川水運の要地である斐

伊川・神戸川下流域一帯全域に権益を有し、河川流通とそれによってたらされる鉄などを捉えることが可能であったこと、さらには宍道湖・中海水運の拠点を各地に確保し、日本海水運に直接関わりうる拠点を有していたことを明らかにした。室町期の尼子氏は、中海・宍道湖の水上勢力を配下に組み込み、確保しようとする志向性を有していたが、尼子氏による塩治氏掌握は、このような側面からみても必要不可欠のものであったと言えるのである。

① 藤岡大拙「後塩治氏について」(鳥根県教育委員会他編『出雲・上塩治地域を中心とする埋蔵文化財調査報告書』一九八〇年。のち同氏著『鳥根地方史論攷』収載)。

② これらの承図は、後世書かれたものの写し等であるので、史料的价值は低いと考えざるを得ないが、塩治氏に関する史料的制約の大きさを鑑み、あくまで参考史料として適宜引用していくことにしたい。

③ 鎌倉・南北朝初期の守護佐々木氏については、佐藤進一著『鎌倉幕府守護制度の研究』(一九七一年、下坂守「塩治氏」(今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典 上巻』二七二頁以下、一九八八年)、藤岡大拙著『塩治判官高貞』(一九八八年)に詳しい。

④ 「富文書」(千家家所蔵「諸社家古文書写」所収)。

⑤ 「出雲大社文書」(鳥根県立図書館架蔵影写本。なお同寄進状は『新修鳥根県史料編1』(一九六六年)に活字化されている。同書には誤字誤植が多いが、参考のため、以下同書所収文書に(*)を付す(*)。)

⑥ 明徳四年三月二十一日須和部菊松丸軍忠状写(『三万屋文書』(三万屋城跡調査委員会編『三万屋氏とその城跡』一九八五年)、同日付須和部扶久軍忠状写(同上))。

⑦ 「八幡社参記」(『新校群書類従』巻第廿七)に「衛府侍」として、佐々木塩治五郎右衛門尉満通の名が見える。

⑧ 『統群書類従』巻廿九 雑部「所収の「文安年中御番帳」「永享以来御番帳」「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」。

⑨ 前掲註①藤岡氏論文参照。

⑩ 佐藤進一「室町幕府論」(『岩波講座日本歴史7 中世3』一九六三年、福田豊彦「室町幕府の『奉公衆』」(『日本歴史』二七四、一九七一年)、同氏「室町幕府の『奉公衆』の研究」その人員構成と地域的分布―(『北海道武蔵女子短期大学紀要』三、一九七一年)をはじめ、研究史はかなり豊富である。なお、「佐々木譜」の塩治満通の注に「京極被官」とあることや、塩治光清・高清が京極氏の偏諱を受けた実名である可能性が高いことが示す、塩治氏と守護京極氏との直接的結び付きは、奉公衆が最も典型的に現れる室町中期以降、全く確認できない。

⑪ 前掲はじめに註②所引今岡氏第一論文四頁。

⑫ 「日御輪神社文書」(鳥根県立図書館架蔵影写本) (*)。

⑬ 「富文書」(鳥根県立図書館架蔵影写本)。

⑭ 「富文書」(東大史料編纂所蔵贋写本「出雲大社諸社家所蔵古文書写」所収)。

⑮ 寛正三年八月二十八日塩治豊高安堵状(『日御輪神社文書』) (*)。同年九月二十五日某貞昌打渡状(同上) (*)。

⑯ 「永田文書」(鳥根県立図書館架蔵影写本) (*)。

⑰ 応永三年十二月六日杵築大社法度条々(『千家文書』(鳥根県立図書館架蔵影写本、以下「千家文書」は原則としてこれによるが、影写本に採録されていないものについては、千家家所蔵「千家所蔵古文書写

「による」(*)。

⑮ 永正十六年四月晦日「永正年中大社御遷宮覚次第」(「千家文書」)
 (*)、天文十九年九月「當社遷宮記録」(「佐草文書」)、天正十五年九
 月十七日毛利輝元袖判奉行入連署奉書(「北島文書」)、「村田正志編」出
 雲園造家文書」一八九号、以下「北島文書」は同書の文書番号で提示
 する)など。

⑯ 明徳三年八月十七日大熊貞季断簡(「日御碕神社文書」) (*)。

⑰ 「坪内文書」(岸田裕之「大名領国下における杵築相物親方坪内氏の
 性格と動向」、『大社町史研究紀要』4、一九八九年)一〇三頁)。

⑱ 「金殿山岩屋寺快園日記」(横田町コミュニティセンター所蔵写真
 版)。その他、天文八年八月快園寛書(「岩屋寺文書」)、「島根県立図書
 館架蔵影写本」(*)にも「二王之像」「虚空蔵堂」造立の檀那・願主
 として上郷泰敏の名が記されており、系図類にも「横田逗留」等の注
 記がある。

⑲ 「絲原家古代ヨリ聴書」(横田町コミュニティセンター所蔵影写
 本)に上郷泰敏は「三澤ニ所縁ノ人」と記されており、天正二年十月
 十六日三沢氏家臣連署書状写(山口県文書館架蔵「国造千家所持之内
 古書類写」)より、三沢氏家臣として上郷為治の名を確認できる。「横
 田町誌」(一九六八年)所収の系図によれば、三沢為忠の弟が上郷氏
 に入ったとの記載があるが、両氏間に密接な結びつきがあったこと自
 体は間違いない。

⑳ 「波根文書」(島根県立図書館架蔵影写本) (*)。

㉑ 永禄五年六月二十七日尼子晴久袖判奉行入連署奉書(「波根文書」)

(*)。このうち「求院(村)」「現瀬川郡斐川町求院」と「稲岡(郷)」「
 (現出雲市稲岡町)は、共に大社十二郷に含まれており、「林木(荘)」「
 (現出雲市東林木町・西林木町)は、斐伊川水運の要衝と言われている
 (前掲註⑨岸田氏論文二一〇頁)。

㉒ 中世段階の河川の流路を復元する作業としては、安田喜憲「尾張園

富田庄の歴史地理学的研究」(『立命館文学』三〇三、一九七〇年)な
 どが著名であるが、そこに示された方法論は、中世段階の絵図と史料、
 微地形と表層地質のかなり豊富なデータを踏まえたものである。出雲
 平野の場合には、絵図が無いなど資料的制約が大きく、図1も推測の
 部分を多く含んでいる。これまで、中世以前の出雲平野東部について
 は、史料上の「河成」という言葉と、寛永十三年の年号が記された「出
 雲十二郡図」を根拠とした『斐川町誌』(一九五〇年)の復元作業があ
 り、図1もこれに依拠するところが大きい。中世以前の西部につい
 ては、「出雲風土記」による天平時代の復元図(加藤義成「出雲風
 土記参究」(一九五七年)付図など)があるのみである。ただ、寛永
 期の洪水によって斐伊川のほとんどの水が東流して以降、西流してい
 たかつての流路の痕跡は、微地形として平野中央部に現存しており、
 神戸川の流路も多数の痕跡をとどめている。また、中世史料に見られ
 る地名のほとんどが、標高五メートル以上の場所に所在していること、
 近世期新田開発の記録のある場所や、「島」「洲」等の地名が、五メー
 トル以下の地域に集中していることは、低湿地・池・湖が広範に存在
 したことを窺わせている。これら、中世出雲平野の復元作業の詳細は、
 出雲市立出雲文化伝承館(出雲市浜町)に常設パネルとして展示・解
 説したので、参照されたい。

㉓ 中世においては、「宍道湖」「中海」「斐伊川」「神戸川」の呼称が用
 いられた例を確認できないが、本稿では便宜上これらの呼称を使用す
 る。

㉔ 本稿の水運に関する記述は、井上寛司氏の「中世山陰における水運
 と都市の発達―戦国期の出雲・石見地域を中心として―」(有光友学編
 『戦国期権力と地域社会』一九八六年)によるところが大きい。
 ㉕ 弘安元年九月四日佐々木頼泰奇連状(「出雲大社文書」) (*)。

②⑨ 岸田裕之「戦国時代の神戸川沿い」(藤岡大拙編『尼子氏の総合的研究 その一』(一九九二年))。

③⑩ 漆原徹「南北朝初期における守護権限の一考察―中国地域にみる軍事指揮権の特殊形態―」(『古文書研究』二七 一九八七年)、中野柴夫「朝山氏」(今谷明・藤枝文忠編『室町幕府守護職家事典 上巻』一九八八年)。

③⑪ 黒川正宏「古志家文書について」(一)・(二)、『芸備地方史研究』一〇四・一〇五・一〇六・一〇七、一九七五・一六年。

③⑫ 年月日未詳児玉就忠桂元忠連署書状案(『毛利文書』(大日本古文書 家わけ八―『二三九号』)に「塩治殿者、山内縁辺之僉候」とある。

③⑬ 年末詳毛利元就知行注文案(『毛利文書』(大日本古文書 家わけ八―『二五一号』)。

③⑭ 「工藤文書」(『出雲市誌』(一九五一年)五二頁)。「民部」は、堀尾吉晴の家臣堀尾一信である可能性が高い。

③⑮ 前掲註②井上氏論文四九八〜九頁参照。なお、「塩治」市と「中村」市はそれぞれ、近世今市の「本町」「中町」に相当すると考えてよいのではなからうか。

③⑯ 塩治郷には、寛正五年六月二十五日牛尾忠実寄進状(日御崎神社文書)(*)、文明八年六月二十七日三沢為忠寄進状(同上)(*)より、「萩原村」の中に他の国衆領が含まれていたことがわかるほか、所々に諸社の神田が存在した。

③⑰ 「出雲国風土記」の時代の朝山郷については、前掲註②所引加藤氏著書による。また、斐伊川下流域に展開する新しい領域(粟津村「姫原」等)については、「日御崎神社文書」等に散見する。

③⑱ 正長二年九月日朝山清綱言士状(京都朝山文書)〔京都大学所蔵影写本〕に、「出雲国朝山郷為重代相傳之本領、応永元年まで当知行雖

無相違、被召放、為御料所問、不及訴訟候」とある。

③⑳ 前掲註②井上氏論文四九六頁。

④① 「政所賦銘引付」(桑山浩然編『室町幕府引付史料集成 上巻』(一九八〇年)文明六年十月二十日条。「多胡家証文」(山口県文書館所蔵毛利家文庫「諸臣証文二」)の年末詳「出雲州嶋根郡西長田郷目録」には、同郷「坪谷村之境」として「南へ海辺ヲ限也」と明記されている。

④② 「政所賦銘引付」文明七年十二月十四日条。

④③ 年末詳六月二十日足利尊氏直状写(『三木文書』(鳥根県立図書館蔵蔵書写本))。観応元年のものと思われる。

④④ 享祿年間には「塩治左衛門尉豊綱」(萩藩閩閩録』巻四〇上山庄左衛門・同書巻八九田総惣左衛門)、天文年間には「塩治左衛門尉綱」(天文二十二年のものと思われる)、「山内文書」の十月二十一日付の一連の文書(『大日本古文書 家わけ十五』二二〇〜二三号)が、備後国守護山名氏本宗家が備後国山内氏を介して同国国衆を統括しようとした際に、そのパイプ役として重要な役割を演じている。

④⑤ 水上勢力としての活動を確認できる人物としては、天正初年の塩治周防守高清が挙げられる(高橋正弘「因伯の戦国城郭―通史編―」(一九八六年)参照)。また、塩治氏の基盤が十五世紀段階で既に伯耆国にも及んでいたことは、年末詳八月九日山名致豊書状(『田中文書』(鳥取県史「中世」(一九七三年)で、当時の当主と思われる「塩治周防」が「当國・伯州所々知行分」を安堵されていることから、明らかである。

④⑥ 「毛利文書」(『大日本古文書 家わけ八―』一八三号)。

④⑦ 年末詳六月五日山名致豊書状(『田中文書』(鳥取県史「中世」)の年末詳七月二日山名致豊書状(同上)の宛名と同一人物と考えられる。

第二章 十五世紀末における塩冶氏の動向——地域秩序——「国人」領主連合の形成——

室町幕府体制を揺るがす応仁・文明の乱を経て、奉公衆の地位も一定の変質を余儀なくされ、特に明応の政変以降は將軍権力の軍事的基盤という存在意義を事実上喪失していったと考えられるが、このような中において、在地に確固たる經濟的基盤を有する塩冶氏は、独自の新たな動きを示している。

明応四（一四九五）年、幕府は「年貢難渋」を理由に朝山郷代官塩冶新九郎を召し放ち、かわりに幕府奉行人飯尾清房を代官に補任した。^② 塩冶新九郎は惣領と推測される塩冶三河守貞綱と共に奉公衆第三番を務めていた人物であるが、幕府のこうした措置に対し、「猶以新九郎及異儀、相語同名参河守以下親類・国人、可発向御料所之趣造意」し、抵抗の意志を示している。^④

これと同じ年、杵築大社両国造家は、社領と朝山郷の山境をめぐる幕府と対立していたが、再三の「召文」にもかかわらず上洛を拒み、「剩毎度取懸御料所、可及鉾楯」しといったあからさまな示威運動を展開していた。^⑤ そして、朝山郷をめぐるこれらの緊迫した状況を直接的背景として、ついに翌明応五年、幕府側の朝山郷「地下人」と「国人」との間に軍事的衝突が引き起こされることとなる。

飯尾加賀守清房申、上様御料所出雲国朝山郷代官職事、帯補任御下知等、知行無相違処、当郷内沢井山境之儀、杵築社両国造背往古例、去年以来致違乱候条、為糺明及三ヶ度雖被成召文、遂彼雜掌不能参洛、剩相語佐々木塩冶・同古志左京亮以下国人等、差密御料所致合戦、地下人数輩被疵、馬庭平兵衛討其外一兩輩令生涯趣、注進到来之条、前代未聞所行也、不可不誠、所詮於彼論所者、云山境云沢、共以被付御料所詮、至両国造狼籍者、任制法追可有御成敗之上者、有自然之儀者、合力清房代可被致忠節由被仰出候也、仍執達如件、

明応五

四月廿三日

（周助）

貞通（花押）

この史料とほぼ同文の奉書が、「出雲朝山文書」に五通、「三木文書」に一通、合計七通残されており、塩治氏・杵築大社兩國造家と同一行動をとった「古志左京亮」を譴責したものを除けば、反幕府方に加わらなかった出雲国内領主(三沢・宍道・神西氏)と代官飯尾清房、及び在地の土豪以下地下人(三木太郎兵衛尉・名主沙汰人)とのそれぞれに対し、一致して戦うよう命じたものである。

これら一連の事件は、その背景に、在地における土豪層(三木太郎兵衛尉・馬庭平兵衛尉等)以下地下人と代官塩治氏との深刻な階級対立、及び奉行人層(飯尾清房等)の台頭という幕府体制内部の変動^⑧が存在することを見落としてはならないが、直面する課題を克服すべく、国造千家氏・国造北島氏・塩治氏・古志氏をはじめとする「国人」たちが、反幕府勢力として階級的結集を遂げたことの意味は重要である。以下、このような幕府の公権力を認めない「国人」領主連合が成立した歴史的背景について検討しておきたい。

杵築大社領の主要部分は、上郷の対岸「阿吾郷」を最上流として「遙勘郷」に至るまで、西流する斐伊川の右岸域一帯に展開していた十二郷であり、いずれも塩治郷に近接する河川水運の拠点である。また「杵築浦」「宇龍浦」をはじめとする七浦は日本海水運に直接関わりうる島根半島西端の諸浦である。従って、領主権力としての兩國造家は、塩治氏と地理的に近接し、同じ水系を介して利害を共有する存在であったと考えられる。

鎌倉末期の国造出雲泰孝の室が守護佐々木貞清の息女(後の「寛日」)であったことはよく知られた事実であるが、室町期には、こうした両氏間の婚姻関係を背景とする塩治氏庶流と大社との密接な関わりが確認できる。例えば、閏七月十六日某武実書状^⑩は、応永二(一三九五)年に守護京極高詮の奉行人武実から塩治氏庶流「塩治備中守」に対し、大社・御崎両社間相論に関する守護側の意向を内々に伝えたものであり、塩治備中守は守護と杵築・御崎両社間を円滑に結び付ける役割

を果しているので、これ以前より両社との間に私的で緊密な交流関係が有ったことを窺わせている。前述のように、庶流大熊貞季は大社との直接的な結び付きを有した人物であるし、文明十三（一四八一）年に国造北島高孝跡の譲与を約束された稲岡塩太郎丸（のちの国造北島雅孝）の後見人は庶流「波根左京進統兼」であった。これらはいずれも、鎌倉末期国造出雲氏と守護佐々木氏との間に取り結ばれた婚姻関係を重要な歴史的前提とするものと考えられる。

このような関係は、非常に近接した歴史的・地理的条件を有していた古志氏についても、想定することが可能である。

古志氏は、守護佐々木泰清の子息義信を祖とし、塩治郷とは神戸川をはさんだ対岸に位置する古志郷を本拠とする国人領主である。古志郷は神戸川水運の要衝であるが、前述のように、同氏は室町初期より備後国松永湾に面した沼隈郡大場山城・阿草城に進出しており、同氏が瀬戸内海水運にも関与していた可能性を窺わせる。「佐々木譜」によれば、古志信綱の子に「国造千家直信妻」、古志為信の子に「国造千家豊後妻」、塩治貞綱の子に「国造守俊妻」との注記がみられる。国造名の錯誤は明らかに初歩的な誤読によるものであり、明応四（一四九五）年十一月十九日国造千家高俊讓状に「一、宇料事、神西左衛門允押知行候、幸親子事候之間、古志方と母にて候者有談合、可被返執事可然候」とある事によって、古志氏と国造千家氏との婚姻関係については、史料的にも確認できる。

さて、同讓状によれば、千家氏は所領宇龍浦を押領した神西氏を、古志氏と一致して排除しようとしたことが知られ、また「朝山与不慮公事出来半、（中略）猶以有望事者、塩治方・古志方申合、可達本意候」とも記されていることから、「一揆契状」の類こそ残されていないものの、国造家と塩治・古志両氏との間に、相互扶助協約関係が取り結ばれていたこと、これらの諸氏が自立的な地域秩序を形成していることとする志向性を有していたことを確認できる。従って、明応五年に反幕府勢力として統一的軍事行動をとった「国人」領主連合は、以上述べてきたような婚姻関係や日常的交流関係を前提とし、地域的特質と杵築大社の宗教的権威とを背景として緊密に取り結ばれた相互扶助協約関係に基づくものと考えられる。明応五年四月二十三日幕府奉行入連署奉書が塩治氏庶流を宛名とし得なかったことは、庶流諸氏も塩治氏と統一行動をと

った可能性を窺わせるものであると思われる、明応九年四月十九日幕府奉行人連署奉書において、幕府側が塩治貞綱を朝山郷代官と認めている事実は、反幕府連合側の政治的勝利を端的に示すものと言えよう。

守護権限が及ばず、しかも確固たる経済的基盤を有する塩治氏が、宗教的権威でもある杵築大社を含め、水運への関与という点で同様の性格を有する周辺諸領主と政治的結集を遂げた場合、出雲国西部の要地は大部分がその傘下に組み込まれることとなり、政治的・経済的・宗教的影響力は強大なものとなったことが予想される。それは、単に一地域の問題にとどまらない、出雲国一国に多大な影響を及ぼす勢力であったと思われる、尼子氏が京極氏の「守護権」や「一国支配権」を継承し、「幕府―守護体制」に組み込まれたとしても、これらの勢力を「国並」に動員することが現実にとここまで可能であったのか、甚だ疑わしいと言わざるをえないのである。

- ① この点については、今谷明「細川・三好体制研究序説―室町幕府の解体過程―」（『史林』五六―五、一九七三年、のち同氏著『室町幕府解体過程の研究』収載）など。
- ② 明応四年十一月十三日幕府奉行人連署奉書（『出雲朝山文書』へ島根県立図書館架蔵影写本）（*）。
- ③ 「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」（『統群書類従』卷廿九 雑部）。
- ④ 前掲註②史料。
- ⑤ 明応四年十二月二十九日幕府奉行人連署奉書案（『出雲朝山文書』（*））。
- ⑥ 「出雲朝山文書」（*）。
- ⑦ 島根県立図書館架蔵影写本。三木氏は、室町・戦国期を通じ、朝山郷地下中の最上層に位置する土豪の一人と思われる。この文書の宛名「三木太郎兵衛尉」は、討死している「馬庭平兵衛尉」と共に実際に戦闘に参加している可能性が高い。
- ⑧ 笠松安至「室町幕府訴訟制度『意見』の考察」（『史学雑誌』六九―四 一九五九年、のち同氏著『日本中世法史論』収載）、桑山浩然「室町幕府の権力構造―『奉行人制』をめぐる問題―」（『豊田武他編『室町時代―その社会と文化―』一九七六年）など。文明十七年五月の奉公衆と奉行人衆の武力抗争は、そうした動きを最も端的に表面化した事件である。
- ⑨ ここで、「國人」領主連合という表記を用いたのは、多様な性格の領主を含み込んだこの領主間結合の固有性に留意し、引用した史料中の文言を活かそうとしたためである。
- ⑩ 井上寛司「中世杵築大社々領支配の構造と特質」（『大社町史研究紀要』4（一九八九年）、『大社町史 上巻』（一九九二年）同氏執筆部分参照）。
- ⑪ 「小野文書」（『東大史料編纂所架蔵影写本』）。
- ⑫ 文明十三年五月二十九日波根統兼誓約状（『佐草文書』）。
- ⑬ 「千家文書」（*）。

⑭ 「出雲朝山文書」(*)。

⑮ 「出雲朝山文書」(*)。

第三章 尼子氏による塩冶支配の展開

本章では、これまで述べてきた室町期塩冶氏の歴史的性格や周辺領主との交流関係を踏まえ、尼子氏が出雲一国へ権力を浸透させていく際に不可欠な、塩冶郷とその周辺部に対する支配の歴史的展開過程（①塩冶氏惣領として興久を入部させ、②興久にそれを継承させ、③やがて塩冶郷とその周辺部を直轄領に組み込んでいくまでの過程）を明らかにし、塩冶氏掌握の重要性を裏付けていきたい。

一 興久の塩冶入部とその「謀叛」

尼子経久の三男彦四郎興久による塩冶氏の家督継承を確認できる史料の初見は、永正十五（一五一八）年十二月一日塩冶興久寄進状^①であり、塩冶郷高岡村の田地一町を日御崎社に寄進している。しかしながら、興久が何時どの様な経緯で塩冶氏惣領家を相続したかという点については、明らかにしうる史料を見出せない^②。ただ、諸系譜に見受けられる多数の兄弟・庶子の存在や、種々の合戦にあればど饒舌な軍記物類に何等の記述も見出せないという事実は、この相続が、塩冶氏の在地支配を実質的に担っていた塩冶一族以下家臣団と尼子氏との利害が、とりあえず一致して成立した可能性を窺わせている。

興久期塩冶氏の内部構成についても実態を知りうる史料が伝存しないが、いま『陰徳太平記』によれば、かなり多数の興久家臣の名が記されている。勿論、これらの全てが事実とは考え難いが、その内の「松枝」氏は現出雲市高松町松枝を本拠とする土豪、「浅山」氏は朝山氏の系譜を引く人物と思われ、以前よりの塩冶氏家臣と推測される。しかし、それ以外の亀井・米原・池田・岩崎・宇山・牛尾といった諸氏は、いずれも尼子氏直臣の同名や国人領主の同名であって、興久

入部の際に付き従ったりして新たに塩治氏配下へ組み込まれた存在であると考えられる。天文十九（一五五〇）年、安芸国吉川氏を相続した元春（毛利元就次男）が、新莊入城に際し三十六名にのぼる毛利家家臣を従えていた事実^⑤を、塩治に新たに送り込まれた興久直属の家臣が相当数存在した事は確実と言えよう。このことは、両氏間の利害の一致といった総括的説明ではなお明瞭でない、尼子氏の塩治氏掌握に対する主体的で積極的な姿勢を窺わせている。しかも、それが永正十五年以前というかなり早い段階で実現していることは、特に注目される。

ところで、これも『陰徳太平記』によるが、興久は天文元年八月、所領加増問題をめぐって父経久と対立して「叛乱」を引き起こし、島根半島中部「佐陀」^⑥を中心に大規模な戦闘が繰り広げられたとされている。関係史料は限られているが、年末詳五月二十八日陶興房書状^⑦は、大内氏重臣である興房が毛利氏の家宰志道広良に対し、尼子氏と塩治氏の戦争に關する情報提供を求めたものである。その中で興房は、当時の戦況について「令推量候には、只今一旦者塩治かたも可然候はんするにて、何となく武略ハ又富田ニまし候はんする哉」と述べており、塩治氏がかかなり善戦していたことを窺える。この史料は、陶興房が出家して「道麒」を名乗る以前のものであるので、少なくとも尼子氏・塩治氏間の対立が顕在化した時期は享禄二・三年に遡ることが明らかであるが、天文二年の十一月十一日新見国経書状^⑧に「尼子方者備後山内へ出陣候、于今在陣候へく候、年内開陣あるへく候哉」とある事は、敗走した興久をかくまった山内直通を尼子氏が攻撃した際のものと思われるので、この頃には戦局の大勢が決していたようである。従って、尼子氏・塩治氏間の直接的対立は従来言われてきた以上に長期にわたるものと推測され、また大内氏側の判断を惑わせるほど両者相拮抗した時期が有ったことは明らかと思われるので、尼子氏にとっていかに深刻な「謀叛」であったか窺い知れよう。

塩治氏の反乱の背景・原因としては、まず当該期中国地方における政治的状况に注目しなければならぬ。すなわち、尼子氏権力を根底から揺るがしかねないこの反乱の背後に、周防国大内氏の策動があった可能性が十分に想定できるといえる。さらに、乱の背景・原因としてより重視すべき点は、塩治氏の所領・諸權益がその軍事力・軍事行動を長期

にわたり現実に支えたことから窺える、塩治氏自体の歴史的な性格であり、決して興久の個人的資質の問題のみにとどまらない、尼子氏以前の段階における諸矛盾、守護と塩治氏との潜在的対抗関係等が重要な背景となっていた可能性は非常に高いものと判断される。経久が、山内直通を直接攻撃し、実子興久を自刃に追い込むところまで徹底した討滅を断行した理由も、こうした点に求められるのではないかと思われるのである。

二 尼子国久の存立基盤と政治的位置

本節では、興久の跡を引き継ぎ旧塩治氏所領の領有を確認できる、経久の次男国久（孫四郎・刑部少輔・紀伊守）について考察し、尼子氏による塩治支配の第二段階がどのような形で推進されたのか明らかにしたい。

塩治之内大工給室之事、従先代為給地持来間、弥々無相違可申付者也、恐々謹言、

天文十三
十一月十三日

神門次郎左衛門殿

(尼子)
国久(花押影)

この史料は、杵築大社大工神門国清に対して給分を安堵したものであるが、国久が「塩治之内」の權益を独自に安堵している事実から、塩治郷内に国久領が存在したことを確認できる。また、天文二十四（一五五五）年六月二十八日立原幸隆書状は、御崎社神領を含む「藪村地下中」に対し、「近年紀州様(国久)如被仰出候」く「諸色不相替御崎江可致取沙汰候」と命じたものである。天文二十三年十一月、国久以下「新宮党」は晴久の肅清を受けて全滅するが、この史料は、生前の国久が藪村を領有していたことを示している。国久がこれら塩治氏の経済的基盤を継承したとすれば、奉公衆吉田氏のかつての本領吉田荘（現安来市上吉田町・下吉田町）が永正年間以来国久の直接的基盤であったことと併せ、強大な軍事的基盤を獲得できたと考えられ、天文末年から永禄初年のものと思われる二月九日小野政久書状で日御崎社の小野政久が「新宮御威勢之砌」と述べ、諸種の軍記物において「新宮党」が尼子氏最大の軍事力と評された理由も、客観的で具体的な裏付け

が可能となるのである。

ところで、「佐草文書」の天文二十一年九月二十五日尼子国久書状は、杵築大社国造北島氏の上官佐草氏に宛てたものであるが、その中の文言に「粹者對大熊右京進久吉示預候」との記載が見られる。さらに、同日付で尼子晴久の直臣多賀久幸に宛てた大熊久家書状(同上)は、晴久への披露を依頼する国久の意向を伝達したものである。ここで注目されるのは、国久側近と思われるこの大熊右京進久家という人物が、その名字より見て塩治氏庶流大熊氏一族と考えられることである。年末詳十一月二十九日鳥屋誠幸・同清誠連署書状(同上)によれば、大熊久家は佐草氏の許に「祇候」しているが、佐草氏が国造北島氏方最大の上官であり北島氏権力の枢要な位置を占めていたこと、既に述べたように戦国期北島氏の被官として大熊氏の名が確認できることを勘案すれば、大熊久家が佐草氏と尼子氏権力とを結び付ける役割を演じていることは極めて自然なことと思われ、国久が大熊久家を「粹者」として捉えておくことは、塩治氏以来の周辺領主(特に杵築大社)との結び付きを確保・強化していく上で、非常に重要な意味を持っていたと考えられるのである。

以上のように、国久は、塩治氏の所領の中核部分とその配下の人物等を継承し、前代以来の周辺領主との関係についても実際に一定程度継承できたものと思われる。国久がこれら諸權益を継承した時期については、興久敗退以後天文十三年以前ほどの時点であるか、史料的に特定することができない。ただ、『石山本願寺日記』において興久の子息清久が天文七年段階でなお「エンヤ子息」と称せられ(同年十一月十八日条)、家督を継承していない可能性を窺わせていること、尼子氏側が書き記した天文九年「竹生鳥奉加帳」^⑬には「彦四郎殿 清久」とのみあって同名として扱われていた可能性が高く、同奉加帳に「塩治」の名も見られないことより、鎌倉期以来出雲国に多大な影響を及ぼしてきた塩治氏惣領家は、興久の敗死によって断絶・滅亡したと考えられる。従って、国久による塩治氏所領継承の時期については、経久が、興久撃退後のかなり早い段階で、国久をして塩治氏所領内の事態收拾に当たらせたと考えるのが、最も自然ではないかと思われる。

尼子国久については、従来「新宮党」の領袖として強大な軍事力を有し、尼子氏の「柱石」と評価しうる重要な役割を

演じていたことが、しばしば指摘されてきた。その物的・人的根拠が塩治氏旧領・諸權益の継承にあったことは以上述べてきた如くであるが、このことは同時に、国久の尼子氏権力内部における政治的位置や政治的实力にも、様々な形で多大な影響を及ぼしたものと考えられる。特に天文十年、毛利氏攻撃に失敗し安芸吉田郡山城から撤退した尼子氏は、同年十一月の経久逝去と相俟って、かつてない重大な危機に直面する。このような状況下において国久は、尼子氏一族の長老として、若年の当主晴久を補弼できる存在として、極めて重要な役割を演じている。

杵築大社国造千家直勝（国造高勝に男子が無かったため国造職を相続した高勝女婿西直勝）は、天文十二年六月に病死したが、子息塩童丸が未だ十五才に満たなかったため、千家氏「親類・被官」と古志左京亮宗信の合議により、東彦十郎慶勝が一期の間国造職を務める事に決定した^⑭。この件に関し国久は、六月二十六日、西塩童丸に対し「御親父直勝退転之刻、就御幼少、東彦十郎方社役被存候、慶勝以後貴所可有相続之由、被申定候旨、晴久以一通申候」との書状を遣わしている。晴久の「一通」とは、同日付尼子晴久安堵状^⑮を指しており、安堵状のより高い有効性を受給者に認識させるため、国久が副状を発給したものと思われる。同様の例は、同年七月晴久が日御崎社に「宇料浦」を寄進した際にも見受けられ、九月十日国久書状も杵築大社末社の阿武社神主職を市庭宗右衛門尉に安堵した「民部少輔一行」^⑯の副状である。

尼子氏権力を補強する国久の機能は、このほかに裁判権の領域にも及んでいる〔表2・表3参照〕。

佐木浦（現簸川郡大社町鷺）と宇道浦（現大社町鶴峠）は、大社七浦に含まれる杵築大社領である。大社北方の日本海に面したこの両浦間で山境相論が起こったのは天文十六年初頭であるが、それぞれの内部構成・領有関係の詳細が不明であるため、これが大名法廷にまで持ち込まれた経緯は詳かでない。山境相論自体は、閏七月十一日と八月九日の二度にわたる晴久裁許状によって、佐木浦側の勝訴に終わっているが、ここで何より注目されるのは、相論当事者（佐木浦代官浄音寺）が国久に取り成しを求めていること、そして尼子氏直臣達もまた度々国久に意向を確認していることである。このことは、言うまでもなく塩治氏時代以来の人的交流関係を前提とする国久の地位と実力によるものであり、晴久とその直臣達も、

表2 佐木浦・宇道浦地下人相論(出典はいずれも「北島文書」, 文書番号は『出雲国造家文書』による)

1547 (天文16) 2. 2	尼子氏奉行人より佐木浦代官浄音寺へ、佐木宇道間相論についてやがて尋ねるとの晴久の意向を伝える	2. 2 尼子氏奉行入連署書状 (87号)
2. 16	尼子氏奉行人より、宇道地下人が「他出」した事について、「御神領事候間、罷帰候て可然」との国久の意向を伝える	2. 16 尼子氏奉行入連署書状 (88号)
2. 20以前	浄音寺より、佐木・宇道浦の山境相論について、国久へ訴える	2. 20 笠重秀書状 (89号)
2. 20	下笠重秀より、「上より以御判形を御上意次第可被仰付候、国久様より不可有仰出事」との晴久の意向を伝える	同上
閏7. 11	晴久が、佐木山境相論の裁決 (佐木勝訴)	閏7. 11 尼子晴久袖判奉行入連署奉書 (91号)
8. 9	同上	8. 9 尼子晴久袖判奉行入連署奉書 (92号)
1548 (天文17) 2. 26以前	宇道地下人が、佐木山へ入り、薪伐採	2. 26 尼子氏奉行入連署書状 (90号)
2. 26	尼子氏奉行人より、宇道地下中へ狼籍の詆責「刑部様 (国久) へも申上候へ、御一行筋相違あるまじきよし御意候」	同上

国久の有するこうした私的な関係を活かそうとしているのである。

国造北島方上官佐草氏と同井田氏が、「社役」をめぐる相論を引き起こしたのは、天文二十一年初頭の事であった。相論自体は、晴久が佐草氏保護の意向を明確に打ち出しながら国造北島秀孝の「異見」によって裁定させるという形で、佐草氏勝訴に終わっているが、注目されるのは、杵築大社側からの上申がすべて「新宮」経由で行われていること、晴久・国久それぞれの家臣が緊密に連絡をとりあいながら事を処していることである。少なくともこの相論における国久は、杵築大社から尼子氏権力への窓口として機能しているのである。

これらの事実は、特に天文十年以降の尼子氏権力内部における国久の役割の重要性を示しているが、それらの機能を現実に支えているものは、単に天文九年「竹生島奉加帳」筆頭に記載されているというような地位の高さや、尼子氏一族の最長老である点のみにあるのではなく、国久が塩治氏から継承した塩治郷とその周辺地域における政治的・経済的実力に他ならない。古志宗信が天文十二年の千家氏家督問題に深く関わっている事実は、言うまでもなく前代以来の両氏の強固

表3 北島方上官佐草・井田相論（出典はいずれも「佐草文書」）

1552（天文21）2. 19以前	上官井田某，馳走を根拠に佐草氏より上位につくことを求める 佐草孝清，「新宮」（国久）へ訴える 国久の家臣大熊久家より晴久直臣多賀久幸に対し，晴久への取り次ぎを依頼	2. 19多賀久幸書状 同 上 同 上
2. 19	晴久，井田の言い分調れ無しとの意向を，直臣目賀田某を介して北島秀孝に伝えつつも，北島氏が裁定するよう命令	同 上
3. 4	多賀久幸，晴久の意向を大熊久家に伝える 多賀久幸，佐草孝清に対し，これまでの経過を通知	同 上 3. 4多賀久幸書状
9. 22	北島秀孝，「異見」として，佐草勝訴の裁定を下す 北島秀孝，直書で「新宮」（具体的には大熊久家）へ報告	9. 22聖財院文友・神宮寺周善連署書状 同 上
9. 25	大熊久家，北島秀孝の報告を国久へ上申 大熊久家，多賀久幸に対し「彼使」に様体を尋ね，晴久への披露を依頼	9. 25大熊久家書状 同 上
	国久，北島秀孝に相論の解決を祝す 国久，佐草孝清に相論の解決を祝す「尚大熊可申候」	9. 25尼子国久書状 9. 25尼子国久書状
9. 26	晴久，多賀久幸に対し，北島氏の裁定を追認する旨伝える様命ず 多賀久幸，佐草孝清へ北島氏の裁定を晴久へ披露したと伝える	9. 26尼子晴久書状 9. 26多賀久幸書状

な結び付きに基づくものであり、この件に関し国久のみならず嫡子誠久までが単独署判の安堵副状を発給していることも、同様の歴史的背景に裏付けられているものと考えられる。このことは、国久が塩治氏の諸權益を継承して、経済的・軍事的基盤と前代以来の周辺諸領主との結び付きを一定程度継承したことにより、出雲国支配の要と言うべき出雲国西部に強い政治的実力と影響力とを、現実不及ぼし得ていたことを示しているのである。国久が塩治氏を称していないことは、興久とその直屬家臣を通じ、尼子氏権力がこの地域へより一層浸透していたことを窺わせているが、当該地域に前代以来緊密に取り結ばれて来た様々な人的交流関係は、当然のことながら容易に変化するものではないし、この時期の尼子氏は、むしろそうした既存の交流関係をそのまま利用すること（＝国久を訴訟の窓口とすること等）によって、より現実に適合する、より有効な権力の浸透を図ったものと思われる。

その意味において、歴史的に「守護権」の介入度が希薄な出雲国西部へ尼子氏権力が進出していく過程で、尼子国久の果たした役割は、極めて大きいと言わなくてはならないのである。

しかし、このことは同時に、晴久を中心とする尼子氏権力が、尼子氏一族内部にも大きな影響力を持つ「新宮党」の政治的・軍事的実力に依拠せざるを得ない側面を、避け難く有していたことを示している。晴久が佐木宇道相論をめぐる国久の裁許権を否定しようとした二月二十日下笠重秀書状〔表2参照〕に明示されているように、晴久は、国久を自らの権力の一分肢として位置づけようとしており、国久独自に裁量権を及ぼせる領域を極力限定し、支配機構内部に組み込もうとしていたものと思われる。このことは、既存の交流関係をそのまま利用しようとする尼子氏の志向性を裏付けると共に、逆に、晴久があえて相論当事者に断わらなければならないほど国久の政治的実力が大きかったことをも示している。

このような国久の相矛盾する二側面（Ⅱ尼子氏が出雲国支配をより有効に展開するために不可欠な存在という側面と、晴久の権力を制約する存在としての側面）を踏まえ、晴久が、自らを中心とする尼子氏権力強化のために、どのような対応をすべきか判断し導き出した最終的決断こそが、天文二十三年十一月の「新宮党」討滅であったと考えられるのである。

三 尼子氏による直接的支配

塩冶郷内の塩冶氏旧領について、尼子氏による直接的支配を確認できるのは、「藺村百貫地」を御崎社に寄進した天文二十四年二月二十八日尼子晴久寄進状^②が最初であり、前節でも取り上げた天文二十四年六月二十八日立原幸隆書状は、晴久直臣団の中核に位置する立原幸隆が藺村の代官的存在であったことを示している。また、文安四（一四四七）年の塩冶高清による補任以降明らかでない「藺妙見社主職」補任権^③についても、永禄二（一五五九）年に至り、晴久が掌握していたことを確認できる。また、天文二十四年八月十四日佐世清宗・立原幸隆連署書状^④は、神東村の神門寺に尼子氏が直接寺領を安堵した初見であり、弘治三（一五五七）年八月十五日の尼子晴久袖判奉行人連署奉書からは、高岡村八幡宮神主職も晴

久によって安堵されたことが知られる。

天文二十三（一五五四）年十一月一日、国久以下「新宮党」は晴久の肅清を受けて全滅したが、尼子氏当主による塩治郷内の直接的支配を確認できるのは、いずれもこの事件以降のことであり、生前の国久による塩治郷内領有をあらためて裏付けている。かつて塩治氏が代官職を有していた朝山郷は、かなり早い段階で、大部分が尼子氏の直接的支配下に組み込まれたものと思われ、例えば経久は、同郷内の稗原三ヶ村を「此在所公方御領所候、別儀申付事候」として三沢紀伊守に宛行っている^②。このことは、既存の領有関係を改編し幕府の経済的基盤を解体していった尼子氏の志向性を窺わせる事実として非常に興味深い。尼子氏による塩治氏の掌握・討滅は、それが現実になった背景としても、極めて重要な意味を持っていたと推察される。その後の尼子氏による朝山郷支配については、晴久代に入ってから直臣団の重鎮中井綱家が同郷内の「東分一円御代官職」を務めていたことが確認できる^③。従って、国久討滅後その所領を掌握した尼子氏は、旧塩治氏の所領・諸権益を全て継承し、直轄領や直臣団の給地、或いは尼子氏が寄進・安堵した寺社領などとして、その広大な領域を直接的支配下に組み込んだと考えてよい。

すなわち「新宮党」の討滅とは、尼子氏が自らの権力強化を直臣団の充実・拡大によって実現しようとする志向性を鮮明にし、直臣層の収取権を含めた直接的な経済的基盤の強化を企図し、出雲国西部における尼子氏権力の浸透を、国久を介する方式とは別の方向で、さらに推進させていける目的が立ったことを重要な背景として、断行されたものと考えられるのである。

なお、以上のような尼子氏による塩治郷・朝山郷の直接的支配は、永禄五（一五六二）年以降、出雲国へ侵攻した毛利氏によって継承されていくこととなる^④。

① 「日御輪神社文書」(*)。

② 永正十五年以前における塩治氏惣領の終見は、明応九年四月十九日

幕府奉行人違書奉書（「出雲朝山文書」(*)の「塩治三河守」である。諸系譜には興久の相続に関する記載が全く見られず、貞綱の孫に当た

る人物(「貞慶」あるいは「興慶」)が、享祿四年まで惣領として記されているので、今のところ手がかりは皆無である。

③ 「吉川家譜」(瀬川秀雄著「吉川元春」へ一九四四年)五〇頁)。

④ 現松江市上佐陀町・下佐陀町・浜佐田町・西浜佐田町と八束郡鹿島町佐陀宮内佐陀本郷・講武にかけての一带。この地域と塩治氏が歴史的に深い関わりを有していたことは、少なくとも鎌倉末期に「生馬郷」(現松江市東生馬町・西生馬町一带)を領していたこと(表一参照)、享祿三年四月五日塩治興久安堵状(成相寺文書)(島根県立図書館架蔵影写本)(*)で、興久が佐陀神社宮寺成相寺(現松江市荘成町)の住持に安堵状を遣わしていることより明らかであり、塩治氏が宍道湖水運に関わっていく重要な拠点であったと思われる。

⑤ 『秋藩閩閩録』卷十六 志道太郎右衛門。

⑥ 秋山伸隆「大永・享祿年間の尼子氏と毛利氏」(藤岡大拙編「尼子氏の総合的研究 その一」へ一九九二年)。

⑦ 「東寺百合文書 ヤ函二二九」(岡山県史 家わけ史料二二九号)。

⑧ 確実な史料の裏付けはないが、尼子経久の子息については、次男興久は細川高国の、三男興久は大内義興の偏諱を受けた実名ではないかと推察する。軍記物によれば、永正五年に大内義興が足利義祖を擁して上洛し、細川高国と共に連合政権を形成した際、尼子氏は当初それに随従し、のちに帰国したとされている。細かく事実関係はともかく、尼子経久が子息に細川・大内両氏の偏諱を受けさせ、両氏との結び付きを強めようとした可能性は非常に高いと判断される。従って、仮にそれが妥当するとすれば、大内氏にとって尼子氏権力を内部から崩していく足掛りとして、興久の存在は非常に重要な意味を持っていたと言える。本文中で取り上げた年末詳五月二十八日の書状において陶興房が、尼子氏と塩治氏が「両方共ニはて候へハ無上にて候」と述べたことは、当時の大内氏の極めて率直な所感を吐露したものであり、尼

子氏領内を捭乱しようとする主体的な意図が大内氏にあったとしても、少しも不思議ではないのである。享祿四年八月六日三沢為國発行状(「枉文書」)(横田町コミュニティセンター所蔵写真版)などから知られるように、享祿四年に三沢氏と尼子氏の戦闘があったこと、『陰徳太平記』に記された天文元年の隠岐國の「都方宗林」らによる反乱などは、塩治氏の反乱に連動する動きである可能性が高く、それらの背後に大内氏の策動が全く無かったと考えるのは不自然である。

⑨ 「神門文書」(東大史料編纂所蔵影写本「出雲神社諸社家所蔵古文書写」所収)。

⑩ 「日御碕神社文書」(*)。

⑪ 「千家文書」の「永正年中大社御遷宮覚次第」(*)の中の永正七年の記事に「尼子殿御子息吉田の孫四郎殿」と記されているほか、『雲陽誌』(『大日本地誌大系四二 雲陽誌』一九七七年)によれば、天文六年の下吉田村八幡宮造營棟札に「地頭佐々木刑部少輔源國久」の名が記されていたことを確認できる。

⑫ 「小野文書」(島根県立図書館架蔵影写本)(*)。

⑬ 「宝蔵寺文書」(島根県立図書館架蔵影写本)。

⑭ 天文十二年六月二十八日尼子晴久書状(「千家文書」)。

⑮ 天文十二年六月二十六日尼子國久書状写(「千家家所蔵」千家所蔵古文書写)。

⑯ 天文十二年六月二十六日尼子晴久安堵状写(「千家家所蔵」千家所蔵古文書写)。

⑰ 天文十二年七月十五日尼子國久書状(「日御碕神社文書」)(*)は、

七月四日尼子晴久寄進状(同上)(*)と七月五日尼子氏奉行人連署書状(同上)(*)を受けて発給されたものである。

⑱ 「佐草文書」。

⑲ 天文十二年六月二十七日尼子誠久書状写(「千家家所蔵」千家所蔵古文書写)。

文書写」。

⑳ 「日御碕神社文書」(*)。

㉑ 「日御碕神社文書」(*)。

㉒ 文安四年六月三日塩治高清袖判補任状〔秦文書〕〈島根県立図書館 架蔵影写本〉。

㉓ 永禄二年正月十九日尼子晴久安堵状〔秦文書〕。

㉔ 「神門寺文書」。

㉕ 「永田文書」。

㉖ 十一月四日付の三沢紀伊守宛尼子経久書状写〔三刀屋文書〕〈前掲『三刀屋氏とその城跡』所収〉と同日付の亀井秀綱宛尼子経久書状写〔同上〕。尼子氏重臣亀井秀綱の活動を確認できるのは、「金殿山岩屋

寺快園日記」の大永七（一五二七）年の記事が最後であるので、少な

おわりに

以上三章にわたって述べてきたことを通じ、尼子氏が塩治氏を捉えた歴史的背景と意義について、次のようなことが言えるものと思う。

室町期塩治氏の最大の特徴は、斐伊川・神戸川水運を中心とする水運への関与とその掌握、及びそれを介した鉄の獲得を通じ、肥沃な農耕地をも含んだ莫大な経済的基盤を、在地において確保していた点に求められる。しかも、基本的には守護権限の介入を許さない奉公衆として、また以上の点を重要な背景として緊密に取り結ばれた周辺領主との諸関係を通じ、塩治氏が出雲国において独自の位置を占めていた可能性は、極めて高いのである。そのような室町期塩治氏の歴史的性格に大きく規定され、またそれを最も具体的な形で表出した現象こそが、十五世紀末、杵築大社・古志氏をはじめとする周辺諸領主と共に反幕府勢力として結集した「国人」領主連合の形成であったと考えられる。

くとも塩治氏滅亡以前のものである可能性が高い。

㉗ 元亀二年三月十一日尼子勝久袖判奉行人連署奉書〔鴻池文書〕〈島根県立図書館架蔵影写本〉(*)。

㉘ ここで言う直臣団とは、天文九年「竹生島奉加帳」の「富田衆」や、天文十年以降急増する奉書署判者としてあらわれる当主直属の家臣を指している。

㉙ 岸田裕之氏が「国人領主の財政と流通支配―戦国時代の雲雲攻防における山間地域領主層の性格―」『芸備地方史研究』一五七、一九八六年〕において注目された「塩治・朝山司」石橋氏は、代官小田就宗と共に、毛利氏による直轄支配の担い手としてきわめて重要な機能を果たす存在であったと考えられる。

尼子経久が守護京極氏の權益・権限を事実上継承したのは永正五年のことであるが、以上の点を踏まえるならば、仮に経久が京極氏の「守護権」を継承したとしても、出雲国においてそれを現実に行使できる領域は、非常に限られていたと言える。特に、塩治氏が出雲国最大級の経済的要地である塩治郷とその周辺部をほとんど掌握していたことは、同氏の奉公衆としての地位を現実を支える経済的実力の大きさを示すと共に、それらは何よりも出雲国内における同氏の政治的実力と影響力の大きさを裏付けるものである。すなわち、塩治氏と尼子氏とは、出雲国内において立場を異にしつつ並存・競合していたのであり、尼子氏がそのような塩治氏を掌握したことは、塩治氏の有する経済的実力と政治的実力・影響力とを、二つながらに自らの下に組み込んだことを意味しているのである。中でも、鎌倉期以来塩治氏と緊密な関係を有し、国内最大の宗教的権威でもある杵築大社は、尼子氏が「一国公権」を掌握して出雲国支配を推進していく上で、是非とも掌握しなければならぬ存在であったと思われ、塩治氏掌握はそのための極めて大きな足掛りであったと考えられる。また、塩治氏自体に宍道湖・中海水運へ積極的に関与していこうとする姿勢が見受けられることは、中海・美保関を基盤に勢力の拡大を図る尼子氏にとって、桎梏となる可能性の高い存在であったと思われる。さらに、斐伊川上流部に基盤を有し、守護京極氏から自立的な動向を示す出雲国最大の国人領主三沢氏は、十五世紀末にかけて出雲平野へも積極的に進出しており、同地域を支配下に組み込んでおくことは、尼子氏が出雲国を一国規模で支配するための、必要不可欠な道であったと推測される。尼子氏が逸早く興久に塩治氏を継がせ、塩治氏自体の歴史的性格を逆に有効に利用する形で掌握し、やがてはその経済的基盤をほとんど自らの下に直接組み込んでいった歴史的必然性は、以上のような様々な側面から多面的に説明できるのであり、これらは尼子氏による塩治氏掌握・討滅の歴史の意義の大きさを明確に示しているのである。尼子氏が、その滅亡に至るまでの全時期を通じ、各段階における最も有効な手段と細心の配慮をもって、塩治郷とその周辺地域に対する権力の浸透を企図し続けたという事実は、以上のことを明確に裏付けるものと言ってよいであろう。大名権力の形成をどの時点に求めるかは、なお多角的で慎重な分析が必要ではあるが、尼子氏の実態としての権力が、出

雲国東部の地域的なものから出雲一國へ及ぼされ、他國への侵略が可能となっていく過程における最大の画期は、如上の結論より見て塩治氏掌握であったと考えられるので、これをもって大名尼子氏権力形成の指標と捉えたい。

以上、本稿においては、尼子氏が京極氏から継承しなかった側面についてその一端を追究し、それが尼子氏権力による出雲国支配推進過程において、看過し得ない重要な意味を持っていた点を明らかにした。このことは、尼子氏が京極氏から継承した「守護権」の重要性を少しも軽視するものではないが、何よりも尼子氏権力の性格を「戦国期の守護権力」と規定しなくてはならない必然性が乏しいことを明示している。

今岡氏の論考における最大の問題点は、視角が、幕府と尼子氏の側の論理・認識としての「守護職」のみに偏りすぎている点にある。従って、大名領国内部における独自の動きは、本質から外れるものとして捨象されざるを得なかったものと思われる。権力が自らの正統性を他者の権威によって裏付けようとすることは歴史上まま見受けられることであるので、幕府権力の一分肢としての「守護権限」や、中世後期を通じ進展・拡大されてきた部分における「守護一國公権」などについて、現実の意味を持つ側面が多々存在したことは、紛れもない事実である。しかし、最大の問題は、それらと実態としての「権力」（『自らの軍事的・経済的・政治的実力に裏付けられた強制力を実際に及ぼしうる可能性の領域』とがどの様に関わり合っていたかという点にあると考えられるので、権力全体の中におけるそれらの位置づけこそが、何よりもまず明らかにされるべき課題ではないかと思われる。例えば、松浦義則氏が明らかにされた「国並」奉公の原理も、第一義的には軍役を強制する側（守護）の論理と捉えるべきものと考えられ、現実にはそれが機能するかどうかは別問題であると考えられる。また尼子氏が守護としての職務を務めているいくつかの事実も、それが尼子氏にとって有益であるから、また現実には可能であるから行われた側面を不可避的に有しており、そのみでは「守護権限」が尼子氏権力の中の何処に如何なる形で位置していたのか、明らかにできる素材とはなり得ない。

その意味において、支配階級内部における既存の秩序に支えられた「権威」や上位権力の一分肢としての「権限」と、

経済的軍事的実力や独自の論理に裏付けられている自らの「権威」「権力」との両者は、密接不可分に関わるものであり、大名・領主権力の存立には共に必要不可欠なものと言わなくてはならない。従って、そのどちらかを単に強調するだけでは、権力の本質を何故そこに求めるかという根拠が不明であると言わざるを得ないのである。大切なことは、守護権の有無にあるのではなく、それが現実の意味を持つ強制力として発動される裏付けが、何処に求められるかという点を明らかにすることであると思われる。

本稿においては、尼子氏権力と京極氏権力の質的段階差を全面的に検討したわけではないし、戦国大名尼子氏の基本的性格自体について、なお明らかにし得てはいない。しかし少なくとも、前近代に普遍的に見受けられ、多くの場合根強く残存する性格を有する支配階級内部の秩序や、体制的な外皮と言うべき国制上の枠組みを、何よりも重視する「戦国期守護」論と、それを根拠として、当該期最大の画期を十六世紀中葉（「戦国期守護」尼子氏の滅亡）、「戦国大名」毛利氏の登場）に求めようとする当該地域史研究には、なお具体的に慎重な検討が必要であると考えられる。

① 以上の点を含め、本稿は、拙稿「戦国期出雲国における大名領国の形成過程」（『史学研究』二〇一掲載予定）、同「出雲国三沢氏の権力編成とその基盤」（『山陰史談』二六〇）と密接に関連しているので、参照していただければ幸いである。

② 松浦義則「戦国大名の領主層掌握について―出雲尼子氏を例として―」（『福井大学教育学部紀要』Ⅲ社会科学三〇、一九八一年）。

③ 前掲はじめに註②今岡氏第一論文二七頁、『大社町史 上巻』六六
八頁参照。

〔付記〕史料の閲覧に際し、島根県立図書館、東京大学史料編纂所、京都大学文学部博物館、山口県文書館、横田町コミュニティーセンターのお世話になった。本稿の大要は、一九九一年度中世史サマーセミナー（於佐渡島）の口頭報告を文章化したものであるが、参加者の多くの方々から有益な御意見・御助言を賜った。また、原稿作成に際して岸田裕之先生より懇切・丁寧な御指導を賜った。この場を借りて、厚く御礼申し上げたい。

（広島大学大学院生

The Formation of the Power of the Sengoku Daimyō Amago 尼子 Family

—The Control and Destruction of the Enya 塩冶 Family—

by

HASEGAWA Hiroshi

The main purpose of this paper is to make clear how important it was for the Amago to eliminate their rivals within Izumo 出雲 province, the Enya, on their way to becoming daimyō.

Concerning the historical characteristics of the Enya in the Muromachi period we can indicate three main points:

First, the Enya were the most powerful in the western part of Izumo. Their position was based on the financial strength derived from the area under their rule, which was located at a strategic location for river transportation in Izumo.

Second, because the Enya were members of the hōkōshū 奉公衆, the direct army of the shōgun, they were thus independent of the authority of the shugo of the province, the Kyōgoku 京極 family. So even after the Amago succeeded to the estate and the authority of the Kyōgoku, they were unable to thereby control the Enya.

Third, at the close of the fifteenth century, the Enya were allied with other adjacent lords (kokujin) against the Muromachi shogunate. This military alliance was a great force within the province and aimed at establishing an independent local order.

Thus the most important problem facing the Amago at the close of the fifteenth century was how to eliminate the Enya and bring the entire province of Izumo under their control. The process was begun early in the sixteenth century when Amago Tsunehisa 尼子経久 made his son Okihisa 興久 the heir to the Enya, and completed in the 1530s when the Enya were wiped out by military force. The Amago succeeded to the Enya power base in western Izumo and to their connection with the neighboring kokujin. This was the crucial step in bringing the entire province of Izumo under Amago control.